

令和4年度小諸市奨学金制度 奨学生募集要項

小諸市では、経済的理由等により進学が困難な者に対し、学資を援助することにより、社会有用の人材を育成すること及び教育の機会均等に寄与することを目的とし、奨学金制度を設けています。これらの制度は、小諸市出身の方々の郷土愛とご好意を受け、設立されたものです。

制度の趣旨をご理解の上、奨学金の貸与または給付を申請する場合は、この募集要項に沿って申請してください。

■制度の概要

	小諸市大津秀子奨学金	小諸市あさま奨学金
形態	貸与型 ※償還一部免除制度あり	給付型
月額	高等学校 15,000 円 高等専門学校 20,000 円 大学 30,000 円	40,000 円
対象者 (申請時) (*) …「大学」には短期大学を含みます。	学校教育法に規定する高等学校、大学(*)及び高等専門学校(通信制の課程を除き、大学にあっては、通信制の課程のほか、専攻科、別科及び大学院を除く。)の <u>在学者</u> 又は <u>進学者</u>	学校教育法に規定する大学(*) (専攻科、別科、大学院、通信制を除く)の <u>進学者のみ</u>
毎年度の新規採用人数	若干名	4人以内
併用できない奨学金	・あさま奨学金	・大津秀子奨学金
要件の特徴 (詳細は各制度のページを参照)	授業料が免除されていないなど	市税等の滞納がないなど

※「榎山奨学財団奨学金」(給付型)の条件を満たし、なおかつ、特に成績優秀な者は同財団に推薦する可能性があります。

- ・生計を一にする親族が小諸市に住所を有している者に限る。
- ・大津秀子奨学金、あさま奨学金両方に申請可能。(採用はどちらか一方のみ)
- ・3p以降に記載している各制度の詳細で要件等をよく確認の上申請すること。

■申請受付期間

令和4年2月1日(火)～3月31日(木)

(窓口提出の場合は期間中の土、日、祝日を除く。郵送提出の場合は31日消印有効。)

■提出先

小諸市教育委員会事務局 学校教育課 (小諸市役所2階)

※郵送の場合は封筒に「奨学金申請書在中」と朱書き。

■提出書類

1	奨学金申請書 (注) 学生本人が記載すること	希望する各奨学金の指定様式 ※親族の情報(勤務先、学校等)は、令和4年4月1日時点(予定)で記載。変更の可能性がある場合はその旨記載。 希望理由欄は50字以上で記入すること。 ※日本学生支援機構等他の団体から奨学金の貸与・給付を受ける場合は必ずその旨を記載すること。
2	奨学生推薦調書	希望する各奨学金の指定様式 ・高校、高等専門学校進学者：出身中学校長 ・大学進学者：出身高等学校長 ・在学者：在学学校長
3	成績証明書(親展)	・高校、高等専門学校進学者：出身中学校 ・大学進学者：出身高等学校 ・在学者：在学学校
4	健康診断結果(下記いずれか) ・今年度の学校での健康診断の証明(①もしくは②) または ・医療機関での健康診断書	→①学校保管の「健康診断票」の写しを学校長が原本証明したもの ②学校が発行する健康診断証明書 →各医療機関の任意様式
5	所得・課税証明書	生計を一にする親族全員分
6	納税証明書	生計を一にする親族全員分
7	住民票	生計を一にする親族全員分の謄本又は抄本 ※世帯主との続柄、本籍の記載があるもの。個人番号は不要。
8	合格通知書(写) または 在学証明書	進学者 在学者

▼様式の配布

1、2の指定様式は、小諸市教育委員会事務局学校教育課で受け取れるほか、小諸市公式ホームページからもダウンロードが可能。

※小諸市天津秀子奨学金の申請書等は**大学進学者および大学在学者向け**(様式第1号、3号)と**高校・高専進学者及び在学者向け**(様式第2号、4号)に分かれるので注意。

▼天津秀子奨学金、あさま奨学金両方に申請する場合

3～8は1部のみでよい。(それぞれに添付する必要は無し)

■奨学生の決定及びその時期

奨学金審査会において学力、資質、経済状況から総合的に審査し、4月末日までに決定。(榎山奨学財団奨学生は別スケジュール) ※奨学生への初回振込みは5月末。

■その他

- ・貸与・給付期間中は、年度ごとの学業・生活状況報告書の提出、交流会への参加(実施予定)が必要。
- ・その他の事項は小諸市天津秀子奨学金貸与条例・貸与規則、小諸市あさま奨学金給付条例・給付規則ならびに(公財)榎山奨学財団奨学金給与規定による。

『小諸市大津秀子奨学金』（貸与型）

■制度設立経過

小諸市出身の故大津秀子氏からの1億円の私財の寄附を原資とし、小諸市が「小諸市大津秀子奨学金」として制度化したものの。

■対象者

学校教育法に規定する高等学校、大学及び高等専門学校（通信制の課程を除き、大学にあつては、通信制の課程のほか、専攻科、別科及び大学院を除く。）に
在学又は進学する者

■資格要件

- (1) 生計を一にする親族が小諸市に住所を有していること
- (2) 学業及び資質に優れていること
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められること
- (4) 授業料が免除されていないこと
- (5) 生計を一にする親族に市税等の滞納がないこと
- (6) 小諸市あさま奨学金の給付を受けていないこと

注意) 貸与期間中に授業料が免除された場合、その期間の貸与は停止になります。

■奨学生採用予定人員

若干名

■奨学金の額

- | | | |
|-----------------------|----|-----------|
| (1) 高等学校に在学する者 | 月額 | 15,000円貸与 |
| (2) 高等専門学校に在学する者 | 月額 | 20,000円貸与 |
| (3) 大学に在学する者（短期大学を含む） | 月額 | 30,000円貸与 |

■貸与の期間

在学する学校の正規の修学年限の間。ただし大学は4年を上限とする。

■貸与の時期

5月・10月（6か月分ずつ）

■償還の方法

- ・卒業日の翌月から1年経過した後、貸与期間の2倍に相当する期間内に償還
- ・無利子
- ・学校卒業後、就業し償還期間内に貸与と同じ期間小諸市に継続して居住した場合は、1/2以内の金額を免除可能。

『小諸市あさま奨学金』（給付型）

■制度設立経過

小諸市在住の篤志家からの 5,000 万円の私財の寄附を原資とし、小諸市が「小諸市あさま奨学金」として制度化したもの。

■対象者

学校教育法に規定する大学（専攻科、別科、大学院、通信制を除く）に進学する者

■資格要件

- (1) 生計を一にする親族が小諸市に住所を有していること
- (2) 学業及び資質に優れていること
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められること
- (4) 生計を一にする親族に市税等の滞納がないこと
- (5) 小諸市大津秀子奨学金の貸与を受けていないこと

注意) 要件を満たさなくなった場合、その期間の給付は停止となります。

■奨学生採用予定人員

4名以内

■奨学金の額

月額 40,000円給付

■給付の期間

在学する学校の正規の修学年限の間。ただし4年を上限とする。

■給付の時期

5月・10月（6か月分ずつ奨学生口座に給付）

『榎山奨学財団奨学金』（給付型）

- ◆財団より小諸市へ推薦依頼をいただいた場合に、応募者の中から選考し推薦。（別途の申請書類の提出は不要）

■制度設立経過

小諸市出身の(株)オンワード榎山創業者、故榎山純三氏の意により私財を投じて設立された(公財)榎山奨学財団が全国の大学生を対象に行っている奨学金給与事業。(公益財団法人榎山奨学財団のホームページを参照) 特別に小諸市からの推薦枠をいただいている。

■対象者

申請者のうち、令和4年度に4年制大学（医学部、歯学部等修業年限6年の学部及び夜間の学部を除く）の1年次に初めて在学する者で、特に成績優秀な者を奨学生として推薦する。

■資格要件

申請者の中で特に成績優秀な者

■推薦予定人員

1名（推薦なしの場合あり）

■奨学金の額

月額 40,000円給与

■給与の期間

在学する学校の正規の修学年限の間。ただし大学は4年を上限とする。

■併用できない奨学金制度

- ・あさま奨学金
- ・大津秀子奨学金
- ・他団体が実施する奨学金ほか（財団規定による）

■奨学生の決定及びその時期

小諸市奨学金審査会により財団への推薦候補者として4月末日頃までに決定し通知。財団指定の申請書類を作成していただき、小諸市教育長による面接を実施した上で、小諸市より推薦。財団の審査会を経て6月下旬頃決定。

※採用後は、年2回程度開催される財団主催の全国会合や研修等への参加が必要。

【お問い合わせ・提出先】

小諸市相生町三丁目3番3号 小諸市役所2階
小諸市教育委員会事務局 学校教育課 教育総務係
TEL 0267-22-1700 内線 2323 FAX 0267-23-8857
E-mail: ksomu@city.komoro.nagano.jp